

ドライブレコーダーを活用した指導・監督 の内容について

- 国土交通省では、「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、平成30年までの10年間で事業用自動車の交通事故死亡者数や人身事故件数を平成20年に比べ半減する等の目標を掲げ、関係者と一丸になって事故防止対策に取り組んでいるところ。
- 今般、当該プランの目標達成に向け、関係者が有効な事故防止対策を講じることができるよう、近年の交通事故の傾向分析(マクロ分析)を行うとともに、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会でとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」において、「初任運転者等に対する指導・監督における実技訓練の義務付け」等が再発防止策のため講ずべき事項とされたことを踏まえ「貸切バス運転者の教育強化」(特定テーマ)などについて検討を行う。

自動車運送事業に係る交通事故対策検討会

事故発生傾向の分析(マクロ・マイクロ分析)

特定テーマの分析(貸切バス運転者の教育強化等(平成28年度))

事故の発生傾向、特定要因に対する安全対策の提言

近年の特定テーマ

- ・ 平成18年度: バスの車内事故防止
- ・ 平成19年度: トラックの過労運転による事故防止
- ・ 平成20年度: タクシーと二輪車等との事故防止
- ・ 平成21年度: 事業用自動車の運転者の健康に起因する事故防止
- ・ 平成22年度: 乗合バスの車内事故防止
- ・ 平成23年度: トラックの追突事故防止
- ・ 平成24・25年度: 健康・過労起因事故防止
- ・ 平成26・27年度: トラック運転者の教育強化
- ・ 平成28年度: 貸切バス運転者の教育強化、マクロ・マイクロ分析結果に基づいた、具体的かつ効果的な交通安全対策の検討

◆ 検討会実施スケジュール(H28年度)

平成28年 7月 第1回検討会(貸切バス運転者の教育強化の検討)

平成28年中 第2回検討会(マクロ分析、具体的かつ効果的な交通安全対策の検討状況の報告)

平成29年 3月 第3回検討会(指導・監督マニュアル改訂の報告、報告書のとりまとめ)

平成28年度「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」委員名簿（五十音順・敬称略）

委員	相川 春雄	公益社団法人日本バス協会 安全輸送委員会 副委員長
〃	安宅 豊	一般社団法人日本自動車工業会 大型車部会長
〃	石川 博敏	自動車安全運転センター 顧問
〃	榎元 紀二郎	一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 交通安全委員会委員
〃	小野 古志郎	一般財団法人日本自動車研究所 技監・研究主幹
〃	勝又 泰二	独立行政法人自動車事故対策機構 理事（事故防止担当）
〃	児島 亨	独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所 自動車研究部 主席研究員
〃	小林 覚	公益財団法人日弁連交通事故相談センター 常務理事
〃	酒井 一博	公益財団法人大原記念労働科学研究所 所長
〃	下光 輝一	東京医科大学 名誉教授
〃	高柳 勝二	株式会社プロデキューブ 代表取締役
〃	西田 泰	公益財団法人交通事故総合分析センター 研究部研究第1課長
〃	橋本 昭朗	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 常務理事
〃	橋本 良之	損害保険料率算出機構自賠責損害調査センター 損害調査部長
〃	堀野 定雄	神奈川大学 工学研究所 高安心超安全交通研究所 客員教授
〃	山本 慎二	公益社団法人全日本トラック協会 交通対策委員会委員
アドバイザー		
〃	北島 洋樹	公益財団法人大原記念労働科学研究所 副所長
〃	小菅 孝嗣	一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 常務理事
〃	田中 勇彦	一般社団法人日本自動車工業会安全部会・交通事故分析分科会 副分科会長
〃	永嶋 功	公益社団法人全日本トラック協会 常務理事
〃	山川 一昭	公益社団法人日本バス協会 技術安全部長

行政：警察庁交通局
厚生労働省労働基準局
国土交通省大臣官房運輸安全監理官室、道路局環境安全課道路交通安全対策室、
自動車局技術政策課、旅客課、貨物課、安全政策課保障制度参事官室、
整備課、安全政策課（事務局）

貸切バス事業における運転者教育対策の方向性について

現状の課題

- ✓ 初任運転者や事故惹起運転者への実技訓練が義務付けられておらず、平成28年2月に実施したアンケート調査においては、半数以上の事業者において10時間未満の実技訓練しか行われていないとの結果※が出ている。
 - ✓ 貸切バスへのドライブレコーダーの装着率は2割に止まっており、映像を活用した指導・監督が十分行われていない。
- ※貸切バス事業者を対象に2,576社にアンケートを配布し、662社からの回答結果。

運転者教育の方向性

- ✓ 初任運転者(直近1年間に乗務経験のない車種区分(※)の貸切バスを運転する者を含む。)に対して最低20時間の実技訓練を義務付けることで、初任運転者の技量を確保。
- ✓ ドライブレコーダーで記録された映像等を活用した指導・監督を義務付けることで、運転者の技量の低下を防止しつつ、事故・ヒヤリハット事例の共有等により運転者の技量を更に向上。
- ✓ 事故惹起運転者に対しても最低20時間の実技訓練を義務付け、技量が低下した状態で運転を継続することを防止。(その他、ASV装置を備える事業用自動車の適切な運転方法等について、指導内容として明示し、指導を徹底。)

(※)大型車を運転していた者が中型車を運転する場合など、それまで運転していた車種よりも小型の車種を運転する場合には、この限りではない。

【実技訓練のポイント】

- 実際に運転する自動車で実施。
- 実際に運行する可能性の高い経路を踏まえ、市街地、坂道、隘路、高速道路等において実施。
- 日中だけでなく、夜間の運転についても実施。
- ドライブレコーダーの映像で運転者に自身の運転内容を確認させつつ実施。
- 事故惹起運転者に対しては、事故時のドライブレコーダーの記録を確認させた上で実施。

【ドライブレコーダーを活用した指導・監督の内容】

- ① 映像を活用して普段の運行状況を確認。
- ② 映像により運転者に自身の運転状況・特性を把握させ、是正。
- ③ 事故・ヒヤリハットや好事例を共有し、指導。
 - 適切な車間距離を保った運行 } ①
 - 法令遵守の確保
 - 急ハンドル・急ブレーキの危険性の再認識 } ②
 - 安全運転状況の把握及び評価
 - 個々の運転者の不安全な運転特性の是正
 - 運行経路において生じたヒヤリ・ハット体験の共有、危険予知 } ③
 - 危険回避、緊急時対応の事例の共有